

議案第 4 2 号

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第 3 号 平成 2 8 年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正について

平成 2 9 年 6 月 8 日提出

山都町長 梅 田 穰

専決第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、
平成 2 8 年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正について別紙のとおり専決処分する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

山都町長 梅 田 穰

平成２８年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２９年３月３１日

山都町長

山都町条例第１９号

平成２８年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成２８年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例（平成２８年山都町条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第５条の次に次の１条を加える。

（国民健康保険税の減免措置の延長の特例）

第５条の２ 町長は、国民健康保険税の納税義務者に対して、「平成２８年熊本地震により被災した被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて（平成２９年２月９日付け厚生労働省保健局国民健康保険課・厚生労働省保健局高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡通知）」に基づき、平成２９年度に課する当該年度分の国民健康保険税については、前条に規定する減免措置を延長するものとする。

２ 前項の規定による国民健康保険税の減免については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第１項中「平成２８年度」とあるのは「平成２９年度」と、「熊本地震が発生した日以後に納期の末日が到来するもの」とあるのは「平成２９年４月１日から同年９月３０日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するもの」と、同条第２項中「平成２７年中」とあるのは「平成２８年中」と、「平成２８年度」とあるのは「平成２９年度」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例(平成28年山都町条例第19号)新旧対照表

現行	改正後（案）																												
（国民健康保険税の減免） 第5条 町長は、国民健康保険税の納税義務者が熊本地震により次の各号のいずれかに該当することとなったときは、平成28年度に課する当該年度分の国民健康保険税額（熊本地震が発生した日以後に納期の末日が到来するものに限る。以下この条において同じ。）について、次に掲げる区分に応じ、当該年度分の国民健康保険税額にそれぞれ当該各号に掲げる減免の割合を乗じて得た額を当該国民健康保険税額から減免する。 （1）死亡した場合 10分の10 （2）法第292条第1項第9号に規定する障害者となった場合 10分の9 2 町長は、国民健康保険税の納税義務者又は納税義務者の世帯に属する被保険者であって、熊本地震により、その居住していた住宅の損害の程度が全壊、大規模半壊又は半壊であるもので、かつ、当該納税義務者に係る平成27年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、平成28年度に課する当該年度分の国民健康保険税額について、次の表の左欄に掲げる合計所得金額の区分に応じ、当該年度分の国民健康保険税額にそれぞれ同表右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額を当該国民健康保険税額から減免する。	（国民健康保険税の減免） 第5条 町長は、国民健康保険税の納税義務者が熊本地震により次の各号のいずれかに該当することとなったときは、平成28年度に課する当該年度分の国民健康保険税額（熊本地震が発生した日以後に納期の末日が到来するものに限る。以下この条において同じ。）について、次に掲げる区分に応じ、当該年度分の国民健康保険税額にそれぞれ当該各号に掲げる減免の割合を乗じて得た額を当該国民健康保険税額から減免する。 （1）死亡した場合 10分の10 （2）法第292条第1項第9号に規定する障害者となった場合 10分の9 2 町長は、国民健康保険税の納税義務者又は納税義務者の世帯に属する被保険者であって、熊本地震により、その居住していた住宅の損害の程度が全壊、大規模半壊又は半壊であるもので、かつ、当該納税義務者に係る平成27年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、平成28年度に課する当該年度分の国民健康保険税額について、次の表の左欄に掲げる合計所得金額の区分に応じ、当該年度分の国民健康保険税額にそれぞれ同表右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額を当該国民健康保険税額から減免する。																												
<table><tr><th rowspan="2">平成27年中における合計所得金額</th><th colspan="2">減免の割合</th></tr><tr><th>半壊又は大規模半壊</th><th>全壊</th></tr><tr><td>500万円以下であるとき</td><td>2分の1</td><td>10分の10</td></tr><tr><td>500万円を超え750万円以下であるとき</td><td>4分の1</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>750万円を超えるとき</td><td>8分の1</td><td>4分の1</td></tr></table>	平成27年中における合計所得金額	減免の割合		半壊又は大規模半壊	全壊	500万円以下であるとき	2分の1	10分の10	500万円を超え750万円以下であるとき	4分の1	2分の1	750万円を超えるとき	8分の1	4分の1	<table><tr><th rowspan="2">平成27年中における合計所得金額</th><th colspan="2">減免の割合</th></tr><tr><th>半壊又は大規模半壊</th><th>全壊</th></tr><tr><td>500万円以下であるとき</td><td>2分の1</td><td>10分の10</td></tr><tr><td>500万円を超え750万円以下であるとき</td><td>4分の1</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>750万円を超えるとき</td><td>8分の1</td><td>4分の1</td></tr></table>	平成27年中における合計所得金額	減免の割合		半壊又は大規模半壊	全壊	500万円以下であるとき	2分の1	10分の10	500万円を超え750万円以下であるとき	4分の1	2分の1	750万円を超えるとき	8分の1	4分の1
平成27年中における合計所得金額		減免の割合																											
	半壊又は大規模半壊	全壊																											
500万円以下であるとき	2分の1	10分の10																											
500万円を超え750万円以下であるとき	4分の1	2分の1																											
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1																											
平成27年中における合計所得金額	減免の割合																												
	半壊又は大規模半壊	全壊																											
500万円以下であるとき	2分の1	10分の10																											
500万円を超え750万円以下であるとき	4分の1	2分の1																											
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1																											

3 前2項の場合において、同一人で2以上の減免に該当する場合は、減免の割合が大きいものを適用するものとする。

3 前2項の場合において、同一人で2以上の減免に該当する場合は、減免の割合が大きいものを適用するものとする。

(国民健康保険税の減免措置の延長の特例)

第5条の2 町長は、国民健康保険税の納税義務者に対して、「平成28年熊本地震により被災した被保険者等の一部負担金及び保険料(税)の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて(平成29年2月9日付け厚生労働省保健局国民健康保険課・厚生労働省保健局高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡通知)」に基づき、平成29年度に課する当該年度分の国民健康保険税については、前条に規定する減免措置を延長するものとする。

2 前項の規定による国民健康保険税の減免については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「平成28年度」とあるのは「平成29年度」と、「熊本地震が発生した日以後に納期の末日が到来するもの」とあるのは「平成29年4月1日から同年9月30日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が到来するもの」と、同条第2項中「平成27年中」とあるのは「平成28年中」と、「平成28年度」とあるのは「平成29年度」と読み替えるものとする。